

条 例

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第五号

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「六千七百七十六人」を「六千八百五十七人」に改め、同項第九号中「二千四百十一人」を「二千四百二十八人」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。